

令和元事務年度における相続税の調査等の状況

令和2年12月
広島国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する調査状況
- 2 海外資産関連事案に対する調査状況
- 3 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査については、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（528万円）が対前事務年度比108.6%と増加しました。**

○ 相続税の調査実績

項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	501 件	476 件	95.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	425 件	397 件	93.4 %	
③	非違割合 (②/①)	84.8 %	83.4 %	▲1.4 ポイント	
④	重加算税賦課件数	73 件	67 件	91.8 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	17.2 %	16.9 %	▲0.3 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	13,628 百万円	13,068 百万円	95.9 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	2,893 百万円	2,973 百万円	102.8 %	
⑧	追徴 税額	本税	2,056 百万円	2,136 百万円	103.9 %
⑨		加算税	380 百万円	375 百万円	98.7 %
⑩		合計	2,436 百万円	2,511 百万円	103.1 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	2,720 万円	2,745 万円	100.9 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	486 万円	528 万円	108.6 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和元事務年度においては、**非違及び回答等の割合（59.4%）が前事務年度より5.5ポイント増加し、簡易な接触1件当たりの追徴税額（48万円）も対前事務年度比200.0%と増加しました。**

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	486 件	522 件	107.4 %	
②	申告漏れ等の非違件数	81 件	131 件	161.7 %	
③	回答等の件数 <small>(注1)</small>	181 件	179 件	98.9 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数 (②+③)	262 件	310 件	118.3 %	
⑤	非違及び回答等の割合 (④/①)	53.9 %	59.4 %	5.5 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 <small>(注2)</small>	2,261 百万円	3,116 百万円	137.8 %	
⑦	追徴税額	本税	112 百万円	240 百万円	214.3 %
⑧		加算税	5 百万円	9 百万円	180.0 %
⑨		合計	118 百万円	249 百万円	211.0 %
⑩	1簡件易当な接り触	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <small>(注2)</small>	465 万円	597 万円	128.4 %
⑪		追徴税額 (⑨/①)	24 万円	48 万円	200.0 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。

Ⅱ 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する調査状況

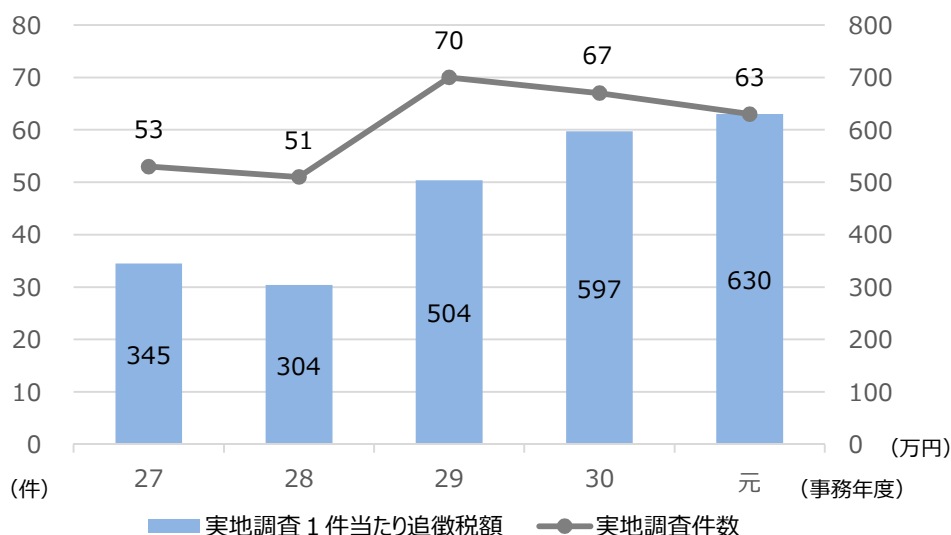
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、実地調査や簡易な接触を活用することでの確な課税処理に努めています。

令和元事務年度においては**実地調査 1 件当たりの追徴税額（630 万円）**が**対前事務年度比 105.5%**と増加しました。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 67	件 63	% 94.0
②	申告漏れの非違件数	件 59	件 55	% 93.2
③	非違割合 (②/①)	% 88.1	% 87.3	ポイント ▲0.8
④	申告漏れ課税価格	百万円 5,202	百万円 4,628	% 89.0
⑤	追徴税額	百万円 本税 322	百万円 本税 310	% 96.3
⑥		百万円 加算税 79	百万円 加算税 87	% 110.1
⑦		百万円 合計 400	百万円 合計 397	% 99.3
⑧	1 実地 件 地 当 調 た 査 り	万円 申告漏れ課税価格 (④/①) 7,764	万円 申告漏れ課税価格 (④/①) 7,346	% 94.6
⑨		万円 追徴税額 (⑦/①) 597	万円 追徴税額 (⑦/①) 630	% 105.5

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 海外資産関連事案に対する調査状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和元事務年度においては、**非違1件当たりの申告漏れ課税価格（1,914万円）が対前事務年度比114.5%と増加しました。**

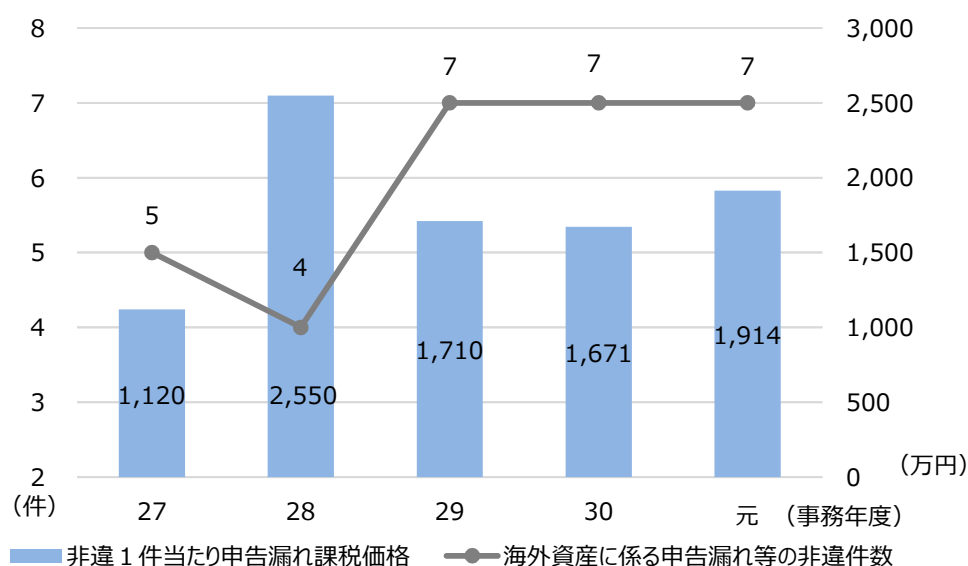
○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		対前事務年度比	
	平成30事務年度	令和元事務年度		
① 海外資産関連事案に係る 実地調査件数	29 件	30 件	103.4 %	
② 海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	20 件	22 件	110.0	%
	7	7	100.0	
③ 海外資産に係る 申告漏れ課税価格	576 百万円	622 百万円	108.0	%
	117	134	114.5	
④ 非違1件当たりの 申告漏れ課税価格（③/②）	2,880 万円	2,827 万円	98.2	%
	1,671	1,914	114.5	

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産に係る調査事績の推移



3 贈与税に対する調査状況

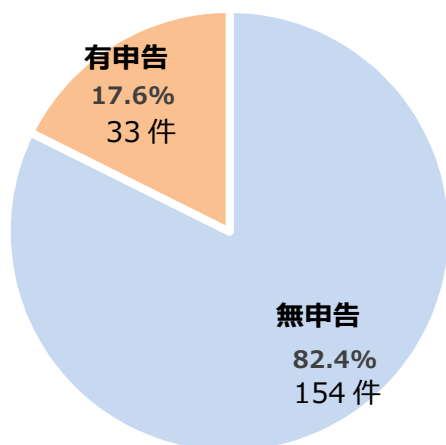
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（153万円）が対前事務年度比62.2%と減少しました。**

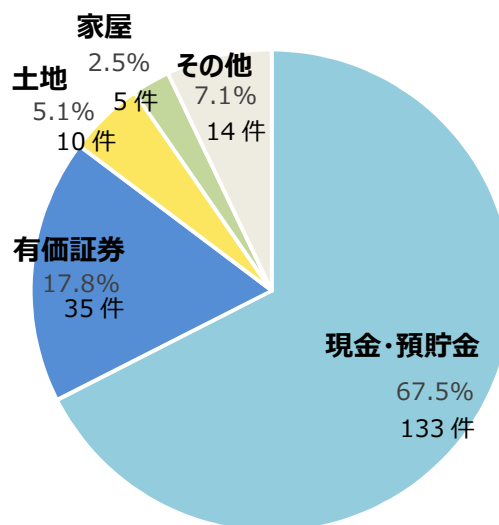
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比
		平成30事務年度	令和元事務年度	
①	実地調査件数	202 件	203 件	100.5 %
②	申告漏れ等の非違件数	182 件	187 件	102.7 %
③	申告漏れ課税価格	1,348 百万円	1,162 百万円	86.2 %
④	追徴税額	497 百万円	311 百万円	62.6 %
⑤	1 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	667 万円	572 万円	85.8 %
⑥	1 実地調査 追徴税額 (④/①)	246 万円	153 万円	62.2 %

○ 申告漏れ等の非違件数に占める無申告事案



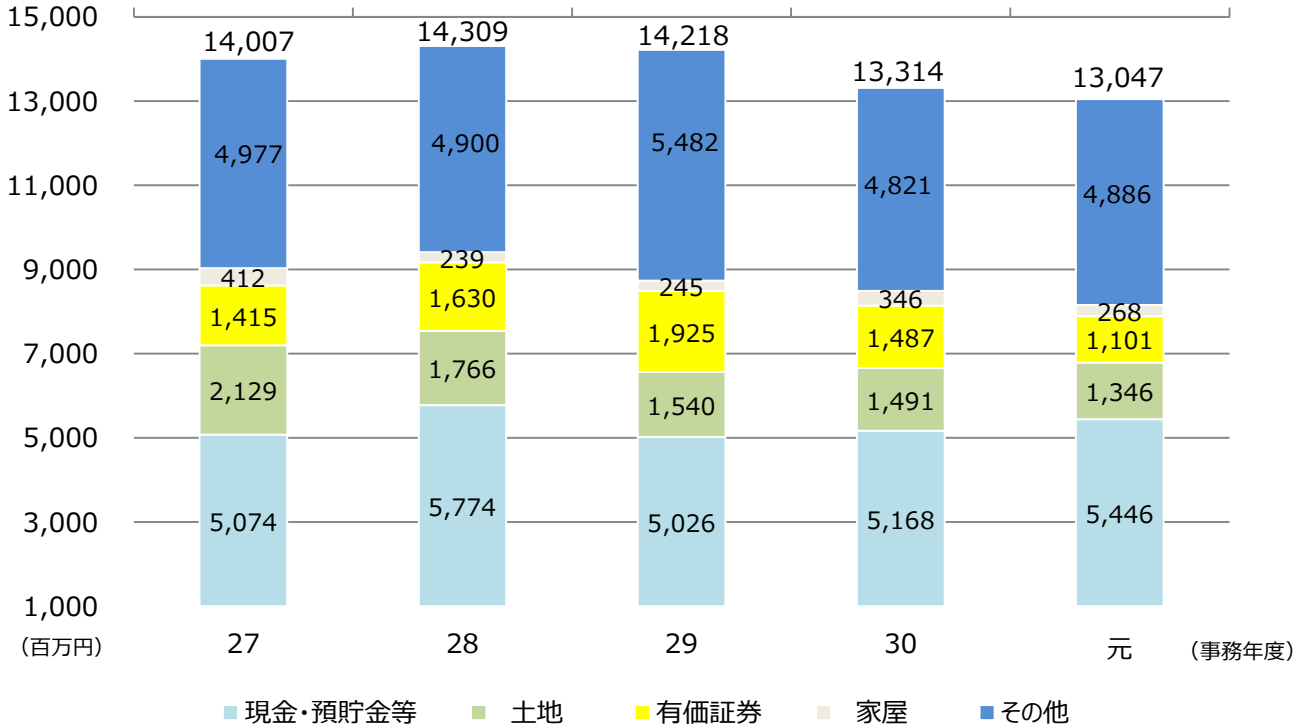
○ 調査事績に係る財産別非違件数



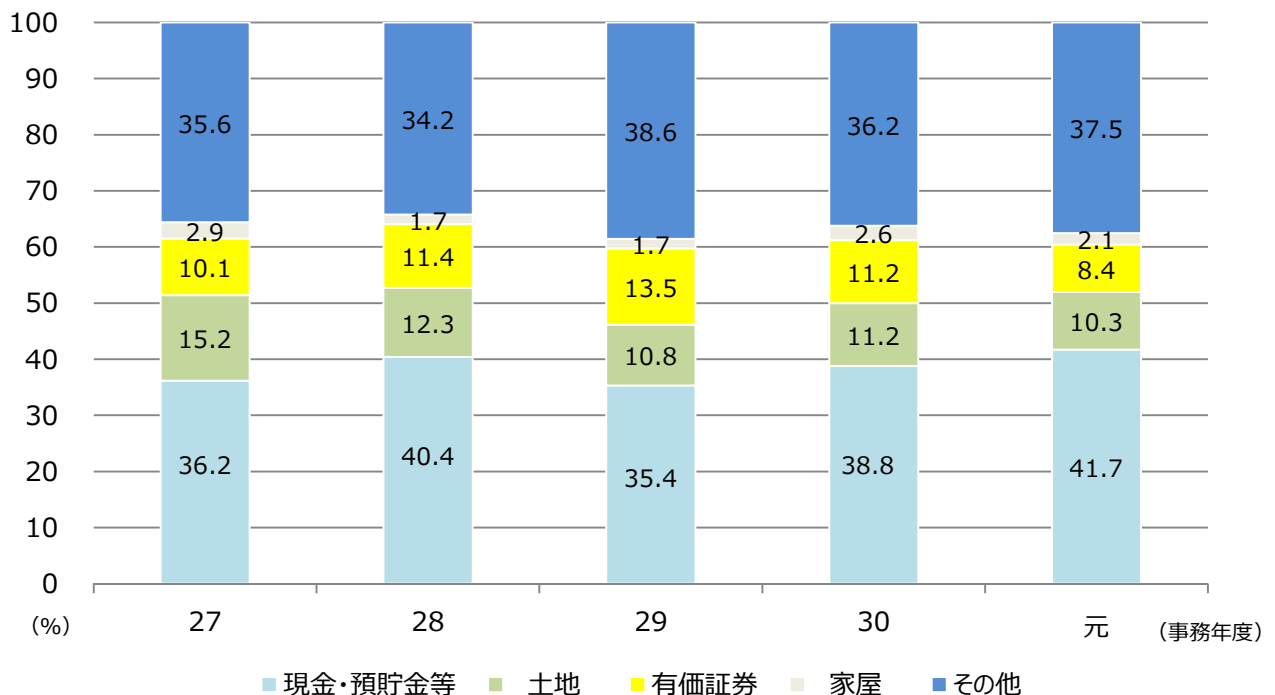
(注) 「財産別非違件数」の合計は延件数であるため、実件数である「申告漏れ等の非違件数」とは一致しない。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



令和元事務年度における相続税の調査等の状況

令和2年12月
広島国税局
【鳥取県】

I 相続税の調査等の状況

- 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況
- 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 参考計表

- 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査については、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（371万円）が対前事務年度比57.3%と減少**しました。

○ 相続税の調査実績

項目		事務年度等		
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 54	件 34	% 63.0
②	申告漏れ等の非違件数	件 50	件 32	% 64.0
③	非違割合 (②/①)	% 92.6	% 94.1	ポイント 1.5
④	重加算税賦課件数	件 4	件 6	% 150.0
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 8.0	% 18.8	ポイント 10.8
⑥	(注) 申告漏れ課税価格	百万円 2,681	百万円 1,027	% 38.3
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 62	百万円 156	% 251.6
⑧	追徴 税 額	百万円 本税 303	百万円 107	% 35.3
⑨		百万円 加算税 47	百万円 19	% 40.4
⑩		百万円 合計 350	百万円 126	% 36.0
⑪	1 実 地 調 査	万円 申告漏れ課税価格 (⑥/①) (注) 4,965	万円 3,021	% 60.8
⑫		万円 追徴税額 (⑩/①) 648	万円 371	% 57.3

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和元事務年度においては、**非違及び回答等の割合（47.4%）が前事務年度より8.5ポイント減少し、簡易な接触1件当たりの追徴税額（40万円）は対前事務年度比80,000.0%と増加しました。**

○ 相続税の簡易な接触の事績

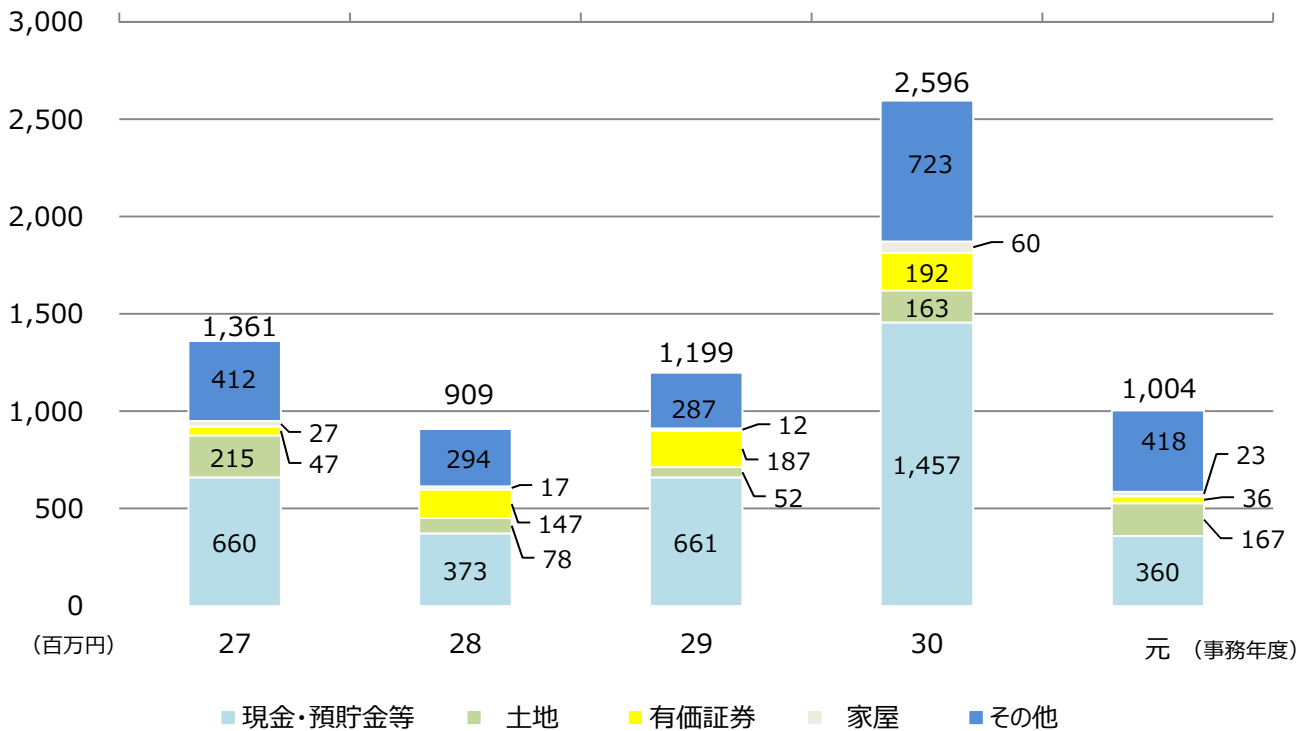
項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	59 件	38 件	64.4 %	
②	申告漏れ等の非違件数	7 件	7 件	100.0 %	
③	回答等の件数 ^(注1)	26 件	11 件	42.3 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数（②＋③）	33 件	18 件	54.5 %	
⑤	非違及び回答等の割合（④／①）	55.9 %	47.4 %	▲8.5 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注2)	15,502 万円	21,991 万円	141.9 %	
⑦	追徴税額	本税	▲8 万円	- %	
⑧		加算税	11 万円	51 万円	463.6 %
⑨		合計	3 万円	1,526 万円	50,866.7 %
⑩	1簡易な接触当たりの	申告漏れ課税価格（⑥／①） ^(注2)	263 万円	579 万円	220.2 %
⑪	た接り触	追徴税額（⑨／①）	0.05 万円	40 万円	80,000.0 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

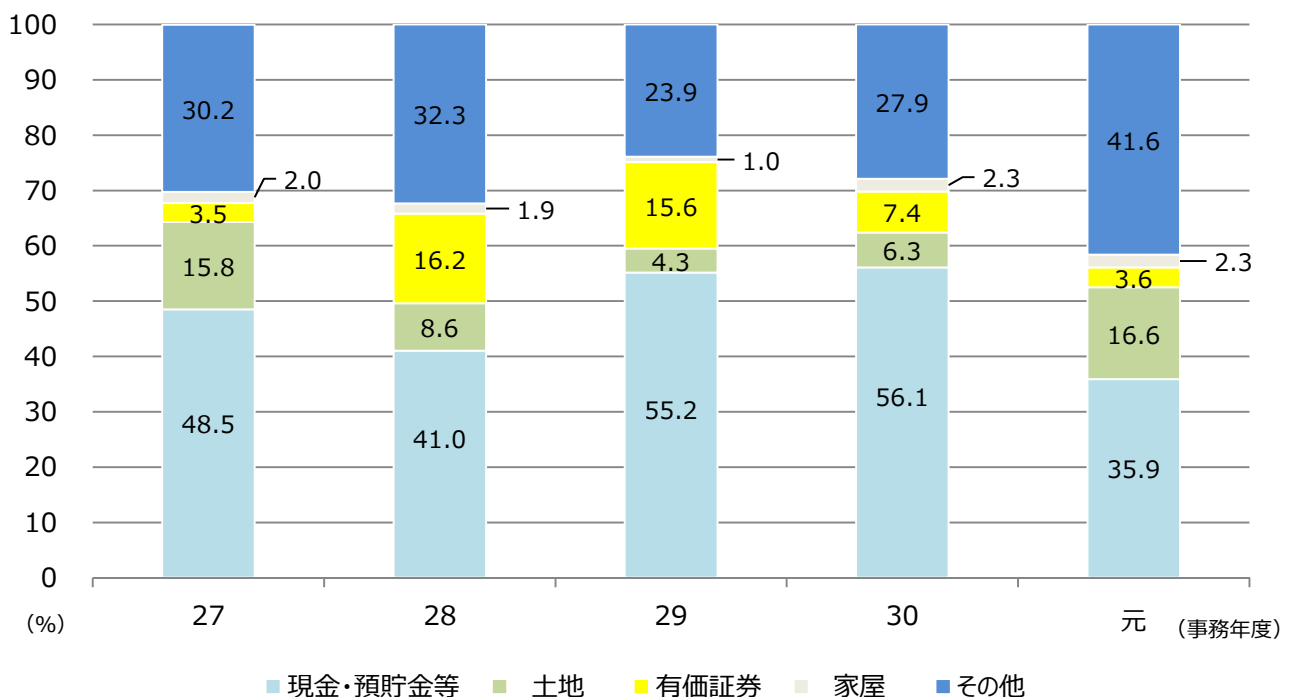
2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



令和元事務年度における相続税の調査等の状況

令和2年12月
広島国税局
【島根県】

I 相続税の調査等の状況

- 1 令和元事務年度における相続税の实地調査の状況
- 2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査については、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（348万円）が対前事務年度比123.4%と増加しました。**

○ 相続税の調査実績

項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	件 56	件 42	% 75.0	
②	申告漏れ等の非違件数	件 47	件 33	% 70.2	
③	非違割合 (②/①)	% 83.9	% 78.6	ポイント ▲5.3	
④	重加算税賦課件数	件 4	件 6	% 150.0	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 8.5	% 18.2	ポイント 9.7	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	百万円 875	百万円 1,147	% 131.1	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 108	百万円 134	% 124.1	
⑧	追徴 税 額	本税	百万円 138	百万円 128	% 92.8
⑨		加算税	百万円 21	百万円 18	% 85.7
⑩		合計	百万円 158	百万円 146	% 92.4
⑪	1 実 地 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	万円 1,563	万円 2,731	% 174.7
⑫	1 実 地 調 査	追徴税額 (⑩/①)	万円 282	万円 348	% 123.4

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和元事務年度においては、**非違及び回答等の割合（64.6%）が前事務年度より6.9ポイント増加し、簡易な接触1件当たりの追徴税額（56万円）は対前事務年度比76.7%と減少しました。**

○ 相続税の簡易な接触の事績

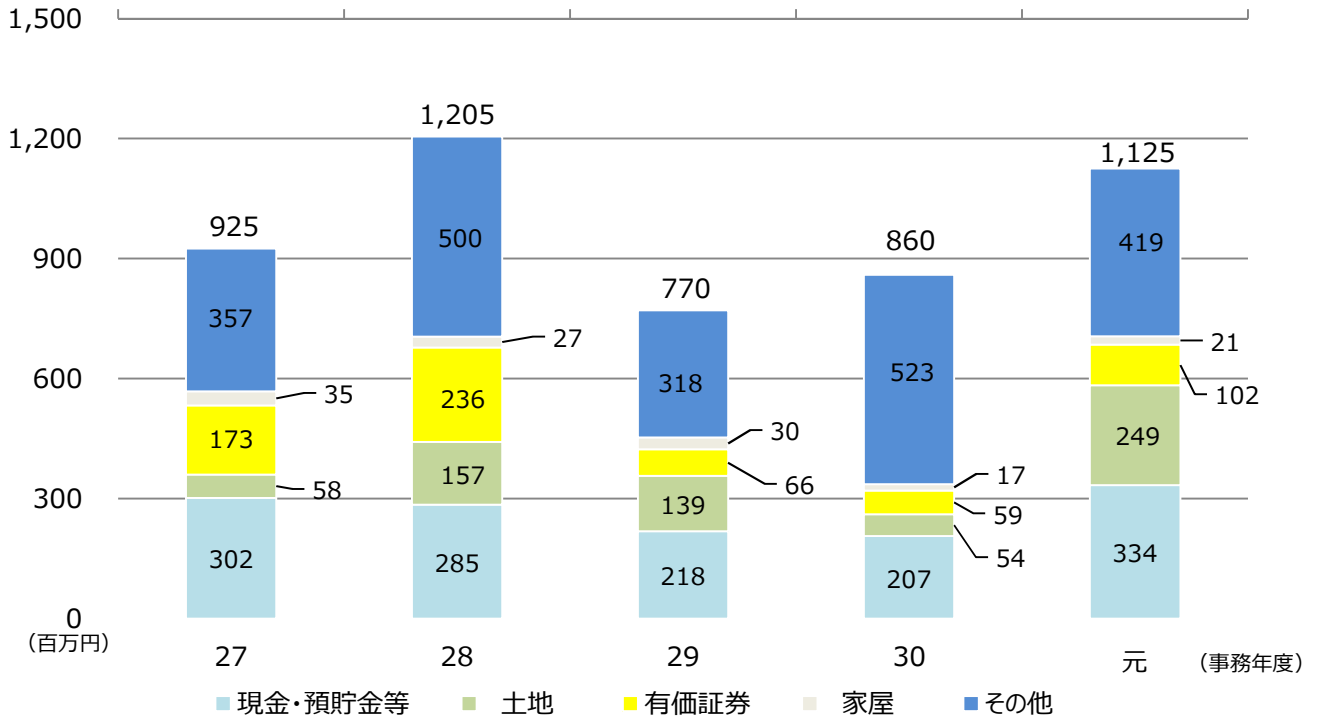
項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	26 件	65 件	250.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	5 件	16 件	320.0 %	
③	回答等の件数 ^(注1)	10 件	26 件	260.0 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数（②＋③）	15 件	42 件	280.0 %	
⑤	非違及び回答等の割合（④／①）	57.7 %	64.6 %	6.9 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注2)	26,516 万円	37,805 万円	142.6 %	
⑦	追徴税額	本税	1,853 万円	3,482 万円	187.9 %
⑧		加算税	41 万円	183 万円	446.3 %
⑨		合計	1,894 万円	3,665 万円	193.5 %
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格（⑥／①） ^(注2)	1,020 万円	582 万円	57.1 %
⑪	当たりの接触	追徴税額（⑨／①）	73 万円	56 万円	76.7 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

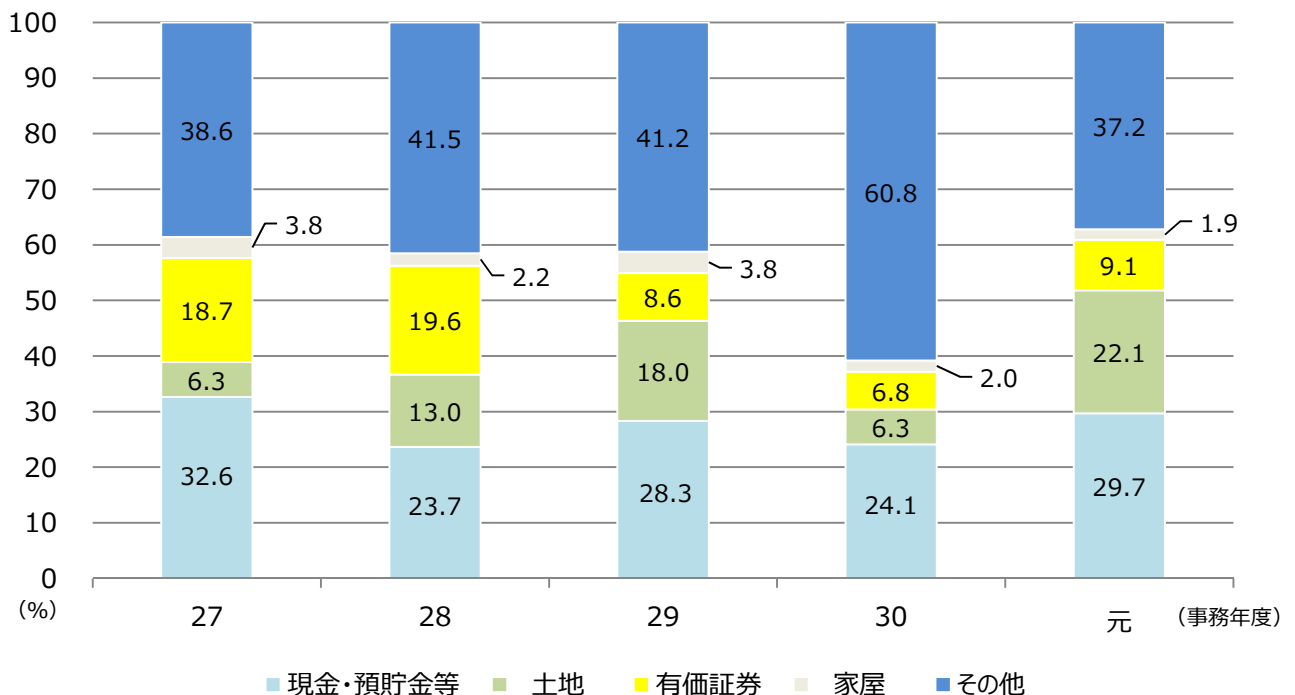
2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



令和元事務年度における相続税の調査等の状況

令和2年12月
広島国税局
【岡山県】

I 相続税の調査等の状況

- 1 令和元事務年度における相続税の实地調査の状況
- 2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査については、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（680万円）が対前事務年度比158.1%と増加しました。**

○ 相続税の調査実績

項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	107 件	117 件	109.3 %	
②	申告漏れ等の非違件数	90 件	97 件	107.8 %	
③	非違割合 (②/①)	84.1 %	82.9 %	▲1.2 ポイント	
④	重加算税賦課件数	23 件	16 件	69.6 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	25.6 %	16.5 %	▲9.1 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	2,361 百万円	3,320 百万円	140.6 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	616 百万円	1,104 百万円	179.2 %	
⑧	追徴 税額	本税	394 百万円	657 百万円	166.8 %
⑨		加算税	66 百万円	138 百万円	209.1 %
⑩		合計	460 百万円	796 百万円	173.0 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	2,207 万円	2,838 万円	128.6 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	430 万円	680 万円	158.1 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和元事務年度においては、**非違及び回答等の割合（63.3%）が前事務年度より2.2ポイント増加し、簡易な接触1件当たりの追徴税額（39万円）も対前事務年度比169.6%と増加しました。**

○ 相続税の簡易な接触の事績

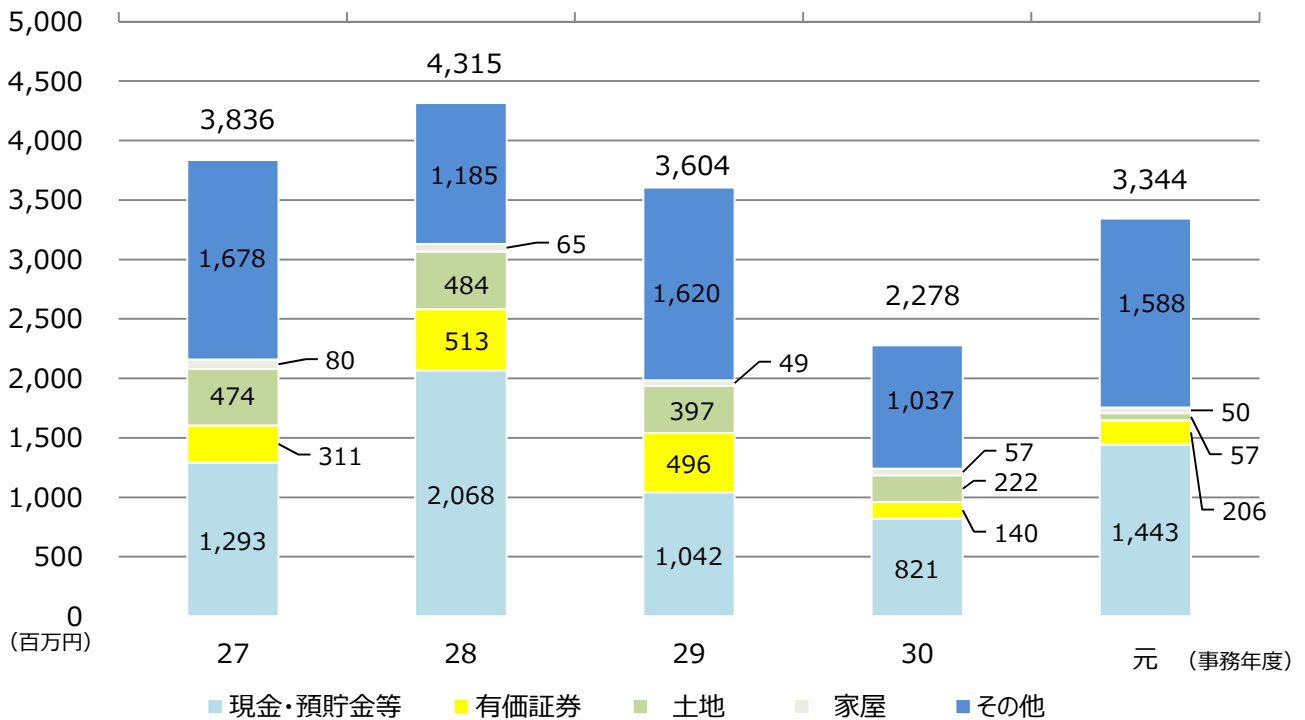
項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	157 件	128 件	81.5 %	
②	申告漏れ等の非違件数	27 件	33 件	122.2 %	
③	回答等の件数 ^(注1)	69 件	48 件	69.6 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数（②+③）	96 件	81 件	84.4 %	
⑤	非違及び回答等の割合（④/①）	61.1 %	63.3 %	2.2 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注2)	52,470 万円	118,600 万円	226.0 %	
⑦	追徴税額	本税	3,506 万円	4,670 万円	133.2 %
⑧		加算税	181 万円	260 万円	143.6 %
⑨		合計	3,687 万円	4,930 万円	133.7 %
⑩	1 簡易な接触当たりの	申告漏れ課税価格（⑥/①） ^(注2)	334 万円	927 万円	277.5 %
⑪		追徴税額（⑨/①）	23 万円	39 万円	169.6 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

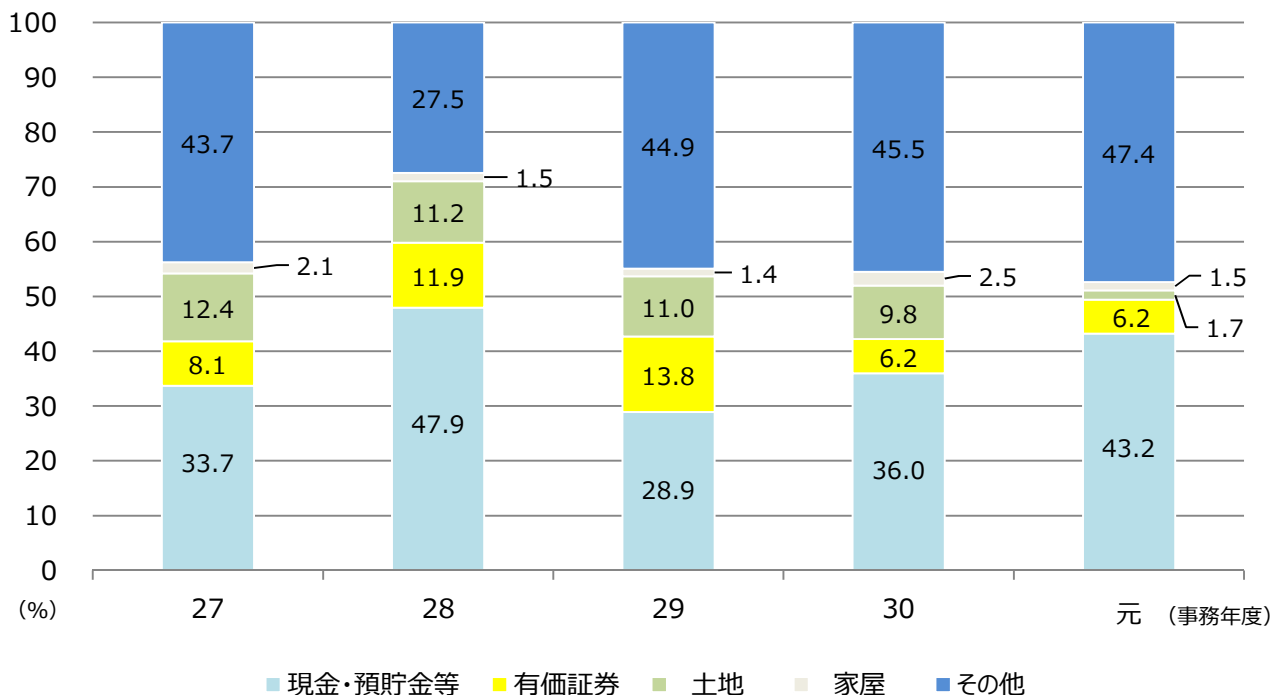
2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



令和元事務年度における相続税の調査等の状況

令和2年12月
広島国税局
【広島県】

I 相続税の調査等の状況

- 1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査については、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（460万円）が対前事務年度比85.8%と減少**しました。

○ 相続税の調査実績

項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	197 件	196 件	99.5 %	
②	申告漏れ等の非違件数	165 件	167 件	101.2 %	
③	非違割合 (②/①)	83.8 %	85.2 %	1.4 ポイント	
④	重加算税賦課件数	28 件	27 件	96.4 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	17.0 %	16.2 %	▲0.8 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 (注)	5,044 百万円	4,918 百万円	97.5 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,470 百万円	946 百万円	64.4 %	
⑧	追徴 税額	本税	880 百万円	789 百万円	89.7 %
⑨		加算税	177 百万円	113 百万円	63.8 %
⑩		合計	1,056 百万円	902 百万円	85.4 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) (注)	2,560 万円	2,509 万円	98.0 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	536 万円	460 万円	85.8 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和元事務年度においては、**非違及び回答等の割合（57.7%）が前事務年度より18.1ポイント増加し、簡易な接触1件当たりの追徴税額（34万円）も対前事務年度比147.8%と増加しました。**

○ 相続税の簡易な接触の事績

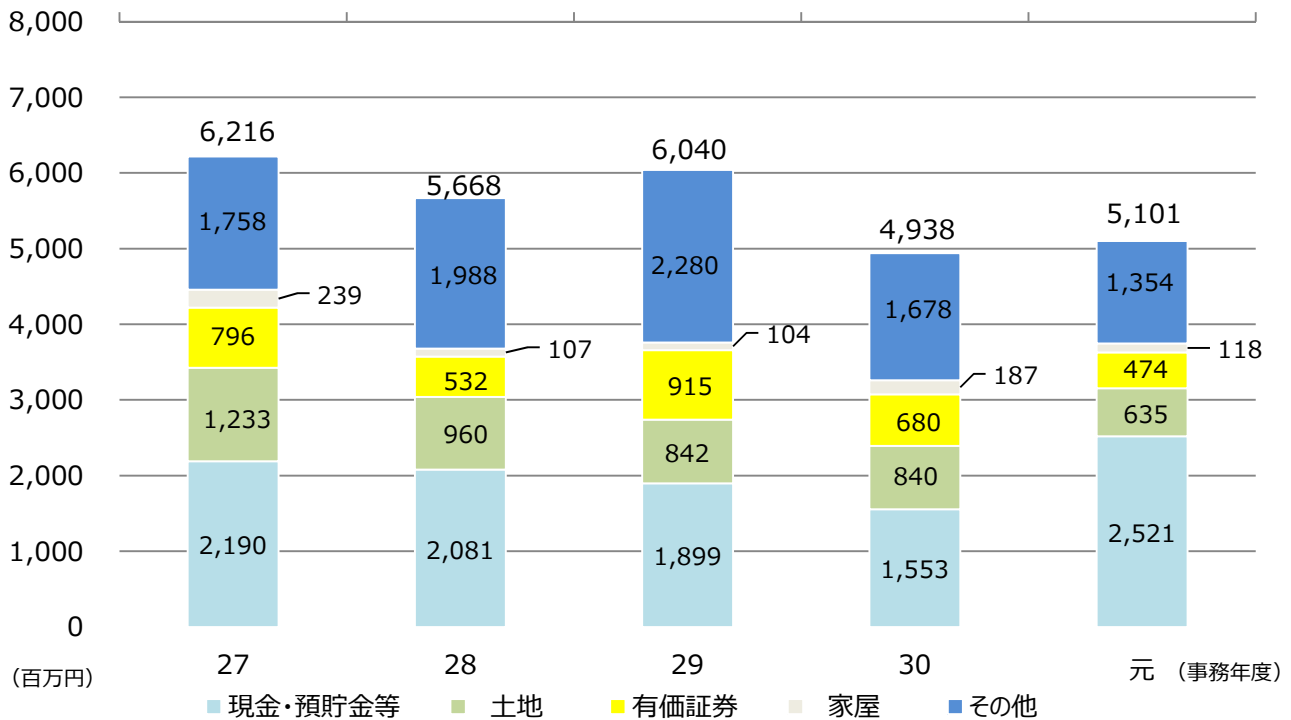
項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	159 件	241 件	151.6 %	
②	申告漏れ等の非違件数	26 件	54 件	207.7 %	
③	回答等の件数 ^(注1)	37 件	85 件	229.7 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	63 件	139 件	220.6 %	
⑤	非違及び回答等の割合(④/①)	39.6 %	57.7 %	18.1 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注2)	83,319 万円	106,884 万円	128.3 %	
⑦	追徴税額	本税	3,492 万円	7,794 万円	223.2 %
⑧		加算税	176 万円	299 万円	169.9 %
⑨		合計	3,668 万円	8,093 万円	220.6 %
⑩	1簡易な接触当たりの接触	申告漏れ課税価格(⑥/①) ^(注2)	524 万円	444 万円	84.7 %
⑪		追徴税額(⑨/①)	23 万円	34 万円	147.8 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

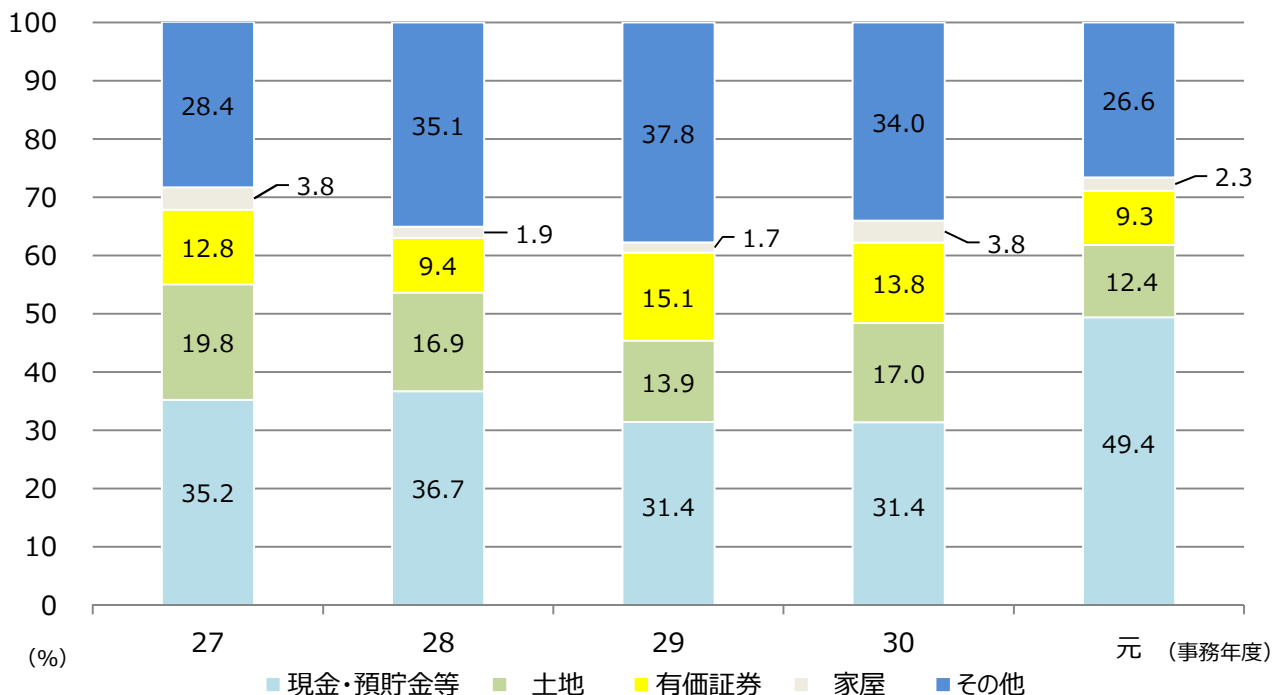
2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



令和元事務年度における相続税の調査等の状況

令和2年12月
広島国税局
【山口県】

I 相続税の調査等の状況

- 1 令和元事務年度における相続税の实地調査の状況
- 2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査については、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（622万円）が対前事務年度比131.8%と増加しました。**

○ 相続税の調査実績

項目		事務年度等		
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 87	件 87	% 100.0
②	申告漏れ等の非違件数	件 73	件 68	% 93.2
③	非違割合 (②/①)	% 83.9	% 78.2	ポイント ▲5.7
④	重加算税賦課件数	件 14	件 12	% 85.7
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 19.2	% 17.6	ポイント ▲1.6
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	百万円 2,667	百万円 2,656	% 99.6
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 636	百万円 634	% 99.7
⑧	追徴 税額	百万円 本税 342	百万円 本税 455	% 133.0
⑨		百万円 加算税 69	百万円 加算税 86	% 124.6
⑩		百万円 合計 411	百万円 合計 541	% 131.6
⑪	1 実地 件当 た り 調 査	万円 申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注) 3,066	万円 申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注) 3,053	% 99.6
⑫		万円 追徴税額 (⑩/①)	万円 追徴税額 (⑩/①)	% 131.8

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和元事務年度においては、**非違及び回答等の割合（60.0%）が前事務年度より4.7ポイント減少し、簡易な接触1件当たりの追徴税額（134万円）は対前事務年度比462.1%と増加しました。**

○ 相続税の簡易な接触の事績

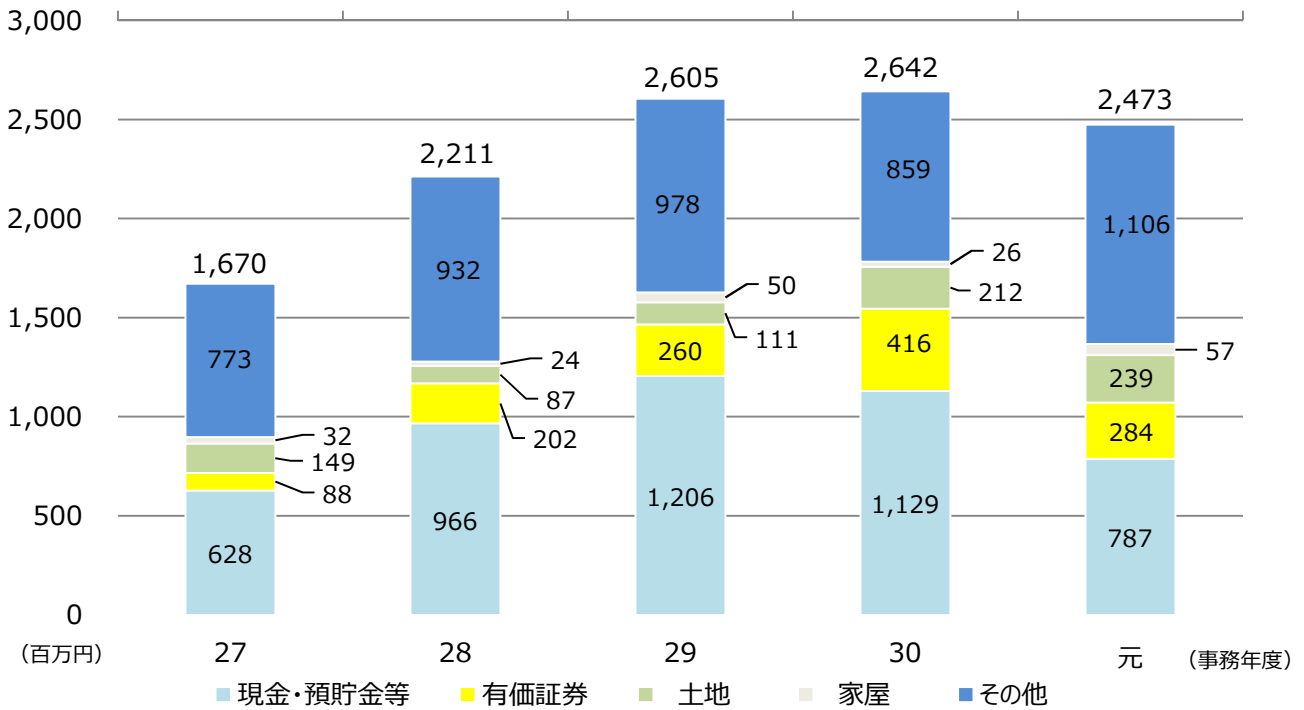
項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	85 件	50 件	58.8 %	
②	申告漏れ等の非違件数	16 件	21 件	131.3 %	
③	回答等の件数 <small>(注1)</small>	39 件	9 件	23.1 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数 (②+③)	55 件	30 件	54.5 %	
⑤	非違及び回答等の割合 (④/①)	64.7 %	60.0 %	▲4.7 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 <small>(注2)</small>	48,281 万円	26,291 万円	54.5 %	
⑦	追徴税額	本税	2,383 万円	6,617 万円	277.7 %
⑧		加算税	115 万円	98 万円	85.2 %
⑨		合計	2,499 万円	6,715 万円	268.7 %
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <small>(注2)</small>	568 万円	526 万円	92.6 %
⑪	た接り触	追徴税額 (⑨/①)	29 万円	134 万円	462.1 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

